

平成30年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成30年12月6日（木曜日）

○議事日程

平成30年12月6日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	行 重 延 昭 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	教	育	長	江山	稔	君												
代表	監査	委員	中村	恭亮	君	総	務	部	長	末吉	正幸	君										
総	務	課	長	松村	訓規	君	総	合	政	策	部	長	熊野	博之	君							
生	活	環	境	部	長	岸本	敏夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大田	稔	君				
健	康	福	祉	部	長	林	慎一	君	産	業	振	興	部	長	赤松	英明	君					
土	木	都	市	建	設	部	長	友廣	和幸	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	佐甲	裕史	君
入	札	検	査	室	長	内田	和男	君	会	計	管	理	者	吉富	博之	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	内田	健彦	君	監	査	委	員	事	務	局	長	梶山	範雅	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福江	博文	君	消	防	長	田中	洋	君			
教	育	部	長	原田	みゆき	君	上	下	水	道	局	長	河内	政昭	君							

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、今津議員、21番、上田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、一昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

○24番（山根 祐二君） おはようございます。「公明党」の山根祐二でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

最初に、市営住宅・市有住宅のハト被害防止対策について質問をいたします。

現在、日本でよく見られるハトは2種類います。1つはドバトというハトで、カワラバトとも呼ばれています。ドバトは公園などで見られることが多く、人間の生活圏内でよく見かけるのはこのハトであります。もともとは伝書バトやレースバトなどで、海外より持

ち込まれたものが野生化したとされています。羽色は、灰、黒、紫、赤、緑、黄色など非常に多彩であります。

もう一つは、キジバトというハトで、ヤマバトとも呼ばれています。キジバトは主に雑木林などで見かけることが多く、どちらかというとも自然が多い環境に生息します。雌雄2羽で行動することが多いのが特徴です。色は全体的に灰褐色で、首に茶色のうろこ模様があります。また、羽にも大きなうろこ模様があるため、ドバトとの区別は簡単にできません。

この2種類のハトのうち、人間の生活に大きくかかわるのはドバトであります。生き物には自分たちにとって脅威となる天敵と呼ばれる生き物がいる場合があります。ドバトの天敵は、同じ鳥類であるカラス、ワシ、タカ、フクロウです。加えて、猫も天敵です。同じ鳥類であっても、カラスは雑食で、ワシ、タカ、フクロウは肉食であるため、ハトを食べることがあります。

ドバトの天敵は前述のとおりですが、日本で生活しているドバトの場合、実質的にカラスと猫だけが天敵となります。なぜならば、ワシやタカ、フクロウは、日本の住宅地など人間の生活圏内ではめったに見られないため、ほとんど襲われる心配がありません。ですので、ドバトにとって、ワシ、タカ、フクロウはほぼ警戒する必要がなく、カラスや猫もほかに餌がたくさんあることから、かなりの安全は確保できていると言えます。こういった天敵の少なさから、ドバトはその数を次第に増やしているのです。

ハトの習性としてよく知られているのは帰巢本能です。動物の中には帰巢本能を持つものがあり、自分のすみかを認識して、離れた場所からでも帰ってくることができます。この帰巢性のうち、学習や経験によらず、先天的に備わっているものを帰巢本能といいます。つまり、生まれたときから帰る場所がわかっているのです。伝書バトやレースバトなどはこの習性を利用しています。

ドバトの帰巢本能は非常に強く、500キロから1,000キロもの距離が離れていても戻ってくることができるかとされています。

ハトは、地磁気や視覚、臭覚などさまざまな情報を総合的に統合し、飛行した地形図を記憶しているともいわれていますが、まだまだ研究段階であるため、詳しいことはわかっていないようです。

ドバトの生態、習性については、帰巢本能以外にもさまざまなものがあります。例えば、同じ動線で生活をしたり、マンションやビルなどの建築物に巣を作ったりするということが挙げられます。同じ動線で生活するというのは、あまり他の鳥には見られない習性であり、この習性があるため、ふん害など、ハトによる被害は大きくなります。マンションや

ビルに巣をつくるのは、ドバトの原種であるカワラバトが、もともと河原や崖などの岩場に巣をつくっていたことが影響しています。三方を囲まれた環境は、安全性に優れているため、そういった場所を好んで巣をつくります。

ハトが卵を産みやすい場所として挙げられるのはベランダです。ハトは安全なところに巣をつくり、産卵するという習性があります。そのため、ベランダの中でも室外機の裏や下、植木鉢の裏など、人の目が届きにくく安全なところに巣をつくることが多いのです。

特に、人の気配が薄いベランダは、ハトにとって格好の巣づくり場所だと言えるでしょう。また、ハトはもともと岩場などに巣づくりをしていた習性があるため、高層階も要注意です。高層階であまり使っていないベランダがある場合には、ハトの巣づくり場所として狙われる確率が高くなりますので注意が必要です。

ハトの繁殖期のピークは4月から6月ごろになります。秋に繁殖期がピークを迎えるハトもいますが、大半は春から初夏にかけて繁殖期を迎えます。しかし、ここで誤解してはいけないのが、4月から6月にしか卵を産まないというわけではないことです。繁殖期のピークは春から初夏ですが、ハトは一年中繁殖しており、年に4回程度産卵するといわれています。また、ハトは帰巣本能が強いので、一度巣をつくると戻ってきて、何度も卵を産む習性があります。

ヒナも同じようにパートナーを連れて戻ってきて、巣をつくり産卵することが多いので、まず、巣をつくられないようにすることが重要になります。

ハトが我が家のベランダに巣をつくったら、鳴き声や羽音が騒音となり、安眠が妨害されるだけでなく、近所迷惑にもなるでしょう。

もう一つの問題は、ふんを落とされることです。ベランダが汚れるばかりか、ふんは酸性が強く腐食性があるため、放置すると建物自体を傷めることもあります。さらに、最悪の場合、ふんを通して病気が媒介されてしまうことがあります。とにかく衛生状態が悪化してしまうことは間違いありません。

自宅へハトの巣がつくられるということは、平穏な日常を奪われることにつながります。

町を歩いていると、あちこちで見かけるハトのふん、また、目には見えなくても、周りを舞っているかもしれないハトの羽毛、これらは感染症の原因となるウイルスや病原菌を運びます。ハトの生息や繁殖を防ぐことは、感染対策にもつながるのです。

クリプトコックス症はカビの一種であり、クリプトコックス属真菌によって引き起こされる感染症です。土壌に広く分布するめずらしい菌ではなく、猫を媒介として感染することもあります。

ハトのフンには、クリプトコックス属真菌の餌となる成分が多く含まれているため、ハ

トのふんを媒介とする感染が特に危ぶまれているのです。

クリプトコックス属真菌は、経口感染、すなわち口に入ることによって感染します。例えば乾燥したハトのふんが風で舞い上がったり、小さな子どもがハトのふんを拾ったりして、人間の口に入ってしまうケースがあります。体内に入ったクリプトコックス属真菌は、主に肺の中で増殖します。しかし、健康な大人が感染することは少なく、たとえ発症しても重症化することはめったにありません。症状に気づかないまま治ることもあります。ただし、免疫性が低下している人は感染リスクが高く、発症すると重症化しやすいので要注意です。

クリプトコックス症の主な感染対策は、ハトのふんがたまらないようこまめに掃除すること、さらに言えば、ハトが寄りつかないようにハト対策を講じることです。

なお、クリプトコックス属真菌は乾燥に強く、2年以上生存するとされているので、古いふんでも油断してはいけません。

鳥インフルエンザは、鳥類を中心に感染するA型インフルエンザウイルスによって起こる感染症です。多くの鳥類が腸内に原因ウイルスを保有しています。野鳥に発症することは少ない半面、鶏、アヒル、七面鳥といった家禽が感染すると、強い感染力を示して大量に死亡する恐れがあります。通常、鳥インフルエンザが人間に感染することはまれですが、世界には鳥インフルエンザが人の間で広まった例も幾つもあります。

鳥インフルエンザへの感染対策としては、不用意に鳥類に近づかないことが挙げられます。特に市街地に生息するハトは人なれしているため、餌を求めて寄ってくることもありますが、触れたり、顔を近づけたりしないようにしましょう。ハトのふんについても同様です。

なお、商業施設や公共施設、集合住宅では、できるだけハトを寄せつけないようにハト対策を行うことが、鳥インフルエンザへの感染対策につながります。

そこでお尋ねいたします。

本市の管理する市営・市有住宅のうち、ハト被害を把握しているものはどこがあり、その対策はどのようにしているのか御答弁お願いします。

先日、市民の方から御相談があり、ハト被害について、ある市営住宅に確認にまいりましたところ、5階建て住宅の共用部分である階段室の上層階にハトが住みついており、ハトのふんに悩まされていることがありました。このような共用部分のハト対策はほかに例があるのか、また、どのような対応をされるのかお答えください。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

市営住宅・市有住宅におけるハト被害に関する苦情や相談は増加傾向にあり、特に今年度は非常に多く、10月末時点で8つの住宅の住民から42件の苦情や相談が寄せられています。

住宅別では、日の出住宅が14件と最も多く、以下、吉敷住宅と古祖原住宅が各7件、田島住宅が6件、緑町住宅が4件、丸山住宅が2件、西石ケロ住宅と松原住宅がそれぞれ1件となっております。

市では、苦情や相談があるたびに担当職員が現地確認を行い、速やかに対応して被害の拡大防止に努めております。具体的には、空き室のベランダ等にハトが住みついている場合は、防鳥ネットを設置した上で、ハトのふん等で汚れたベランダ等もあわせて清掃しているほか、入居者がハトに餌やりをしている、あるいはハトのふん等で汚れたベランダを清掃せずに放置して居住環境を悪化させて他の住民に迷惑を及ぼしている場合は、餌やりを禁止する旨の注意文書を団地内に掲示したり、個別に注意する等の措置を取っております。

なお、入居者からハト被害対策に関する相談があった場合、効果のある防鳥ネットの設置を御案内しているところでございます。

続きまして、市営住宅・市有住宅の共用部分のハト被害に関する御質問についてお答えいたします。

市営住宅や市有住宅の住民から市に寄せられるハト被害に関する苦情や相談の中には、件数は少数ですが、共用部分である階段や踊り場へのハト被害に関するものもございます。

市では、共用部分に関するハト被害の苦情や相談があった場合、共用部分の維持管理はその住宅の住民で行っていただく旨、説明してきたところでございますが、共用部分のその性質を考えますと、今後は市での対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

最初の、1番の質問のハトの被害については、かなり件数があるということで、私もこんなにあるのかというふうに聞かせていただきました。42件ということで、それも過去3年間とかではなくて、本年、平成30年の4月以降というふうに伺っておりますので、非常にこういう被害、苦情を、市に対して苦情や相談をされる方は多いなど、実際に困っている方が非常に多いなということを知ったところであります。

その被害の防止対策ということなんですけども、相談があればすぐに伺ってその相談に

対応しているということでありましたけども、今の答弁の内容を聞いていますと、空室のベランダの対策、掃除とかネットを張ることもあると思います。入居者の餌やりがあればそれを注意すると、ふんの始末をしない人があればそれを注意するということでありましたけども、実際にそのベランダにハトが来るということが非常に多いわけでございます。

そのベランダにハトが来ることの防止対策としては、有効なネットを御案内しているということでもありますけれども、このネットというのは、市販されているものでありますけれども、実際、どのような御紹介の仕方、御案内の仕方をされているんでしょうか。例えば、こんなの売っていますよと、自分で買って自分でつけてくださいねということなのか、あるいは、こういう業者がいますからと御紹介をするのか。そういう場合、実際、市営住宅に居住されている方の中には、非常に高齢者家族、あるいは高齢者単独世帯があるわけです。

市営住宅を見に行ってみますと、ベランダに多くのネットを張っている状況を見るわけですが、うちのベランダにハトが来て困っているんです、何とかありませんかということで相談されて、市が先ほどのネットの御案内等をしているということですが、具体的には、ネットを張るまで、どのような御案内をされているんでしょうか。ちょっとその辺のところを教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

議員おっしゃられたように、いろいろな伝え方があると思いますが、一番多いのが、そういったことを施工していただく業者を御紹介するということをよくやっております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） わかりました。

業者を紹介して御自分で手配していただくということだろうと思いますけども、業者に依頼してネットを張っていただくのとどのぐらいの費用がかかるのか、わかっていればちょっと教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

一番お安くやっただけという業者で、約2万円程度だというふうに把握しております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） それほどの高額ではなく、そういう設置ができるということがあります。2万円が高いのか安いのかは人それぞれですので、これはわかりませんが、ベランダにネットを設置してハト被害を防止するということは、設置世帯だけではなく、周辺世帯のハト被害防止にもつながると思います。

空き部屋にネットを張るというのは、それは1つの対策ではありますが、自分のベランダにネットを設置する、先ほど2万円程度が一番安いんじゃないかというお話がありましたけれども、ネット設置費用の助成制度、幾らか市のお金を足してあげますと、ですからやられてはどうですかというような制度を創設するということはできないでしょうか。ちょっとこの辺の御見解をお聞かせください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えします。

議員おっしゃられる助成制度につきましては、今後の検討課題であるというふうに、今、思っております。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） わかりました。しっかり検討していただきたいと思います。

共用部分については、今まで特に対策をしていなかったけれども、今後、市で共用部分についてはやる方向で検討すると言われたんですかね、そういう答弁がありましたので、本当に相談がありまして行ってみると、共用部分というと階段室なんですけれども、5階建ての4階、5階に住まわれている方は、やはり毎日、自分の玄関に入るまでにハトのふんを見て掃除したりする必要が出てくるわけです。

ところが、実際に行ってみると、4階や5階部分の階段室の、とても素人では手が届かないような位置にネットを張る必要があるというような場所が見られます。こういったところは共用部分でもあり、本当に困っている方は4階、5階、1階、2階の方はそれこそあまり関係ないかもしれませんが、共用部分であるけれども、非常にそういった被害をこうむっていらっしゃるということがあります。

今後、検討するような御答弁でありましたけれども、実際に、今、その共用部分がわずかではありますという御返事でありましたけれども、共用部分はなかなか相談、苦情にのってこないと思うんです。やっぱり市営住宅を点検される中で、その共用部分の実態というのも調査して、対策というのを考えていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今、議員がおっしゃられたとおり、階によってハトのふん被害というところが違うというところもありますし、その辺は、今後、調査してまいりたいと、その上での検討ということになろうと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。部長の前向きな答弁を信じておりますので、ぜひ実施していただきたいと思います。現在、多くのハト被害の苦情や相談が市に寄せられているわけですから、本当に積極的な対策の実施をお願いして、この項の質問を終わります。

続きまして、カーブミラーの設置について質問をいたします。

事務処理を進めていく上での指針、基準をあらわすときに使われている言葉に要綱があります。防府市でも条例や規則のほか、多くの要綱を定めています。

認定外道路取扱要綱第2条第5号、舗装等の対象に、「当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者のあるもの又は公共公益性の高い施設へ通り抜けができる道路であること」、あるいは、防府市私道改良工事補助金交付要綱、補助対象の道路には、「当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者があるもの」、また、市道路線編入基準に関する規程の取扱い要領では、「沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者があること」、さらに、道路維持用資材支給要綱には、「沿線に土地、建物ともに5戸以上の所有者を有している道路」とあります。

そこで、市民から要望の多いカーブミラー設置についてですが、カーブミラーは見通しの悪い区間、地点において、車両が安全かつ円滑に走行するために、他の車両または歩行者を確認できるように設けられた道路上の鏡であります。道路反射鏡とも呼ばれており、道路法第2条と同施行令第34条において、「他の車両又は歩行者を確認するための鏡」と規定されています。また、道路構造令第31条と同施行規則にも同様の規定があり、交通安全施設の1つと位置づけられています。

お尋ねします。

防府市市道等道路反射鏡設置要綱における設置基準について、第3条にどのように規定しているのでしょうか。また、沿線に土地・建物とも5戸以上の所有者及び車両の出入りがあることとしているのはなぜでしょうか。

次に、沿線に戸建て住宅が3戸と賃貸戸数4戸建てアパートが2棟ある場合、この場合、5戸以上の要件に該当するのでしょうか。そして、カーブミラー設置要望が出ると市の担当者が現場確認に行かれますが、どのようなことが設置可否に関係するのでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山根議員のカーブミラー設置についての御質問にお答えいたします。

道路の交差点事故防止のために行われる交通安全対策には、さまざまなものがあり、御質問にありましたカーブミラーもその対策の1つであり、地域住民が主として日常生活に供する公共性の高い道路の曲線部や交差点において、ドライバーが目視で安全を確認するときに目視を補助するために設けられているものでございます。

まず、議員御質問のうち、市道等道路反射鏡設置要綱における設置基準について、第3条の2にどのように規定しているのかとの御質問にお答えいたします。

市道等道路反射鏡設置要綱第3条の2には、設置できる場所として、まず、市道と公道の交差部。次に、市道と私道との交差部、ただし、沿線に土地、建物とも5戸以上の所有者及び車両の出入りがあること、ただし、集合住宅・借家・貸駐車場等は各棟を1戸として取り扱い、私道の幅員は2.5メートル以上とする。さらに、市道と農道との交差部、ただし、一般の通行が見込まれ、通り抜けができる道路である、2.5メートル以上あること。また、市道と開発道路との交差部などを規定しております。

次に、カーブミラーの設置基準です。

市道と私道の交差点において、道路沿線に土地・建物とも5戸以上の所有者及び出入りがあることとしているのはなぜかとの御質問ですが、市道と私道の交差点については、沿線に土地・建物とも5戸以上の所有者及び車両の出入りがあることを公共性の高い道路としての基準としております。

また、道路の沿線に戸建て住宅が3戸とアパートが2棟ある場合に、カーブミラーの設置基準の5戸以上に該当するかとの御質問ですが、現状の設置基準では、市道と私道の交差点への設置条件として、沿線に土地・建物とも5戸以上の所有者及び利用者があることを基準としていますので、アパートが2棟ある場合であっても、土地・建物の所有者が同じであれば2棟を1戸として考え、5戸以上の設置基準を満たさないものとしております。

しかし、アパートの場合は、1棟当たりの入居者数が多く、建物の所有者が1人とはいえ、道路の利用者は多くなります。

議員御質問の例で言えば、戸建て住宅も含めると11戸の利用者がおられることになるため、私も現状にそぐわないと感じておりますので、見直す方向で検討するよう指示をしているところでございます。

次に、カーブミラー設置要望が出されたときに、どのようなことが設置の可否となるかについてです。

カーブミラー設置の要望が出されると、担当職員が現場確認に行き、交差点での左右の見通しや道路の曲線の状況による見通しの悪さ、道路幅等により危険性の高さを確認し、カーブミラーが必要かどうかの判断をしております。

なお、カーブミラーの設置要望を出されるときは、設置箇所の隣接者の同意を事前にとられていることも必要となりますので、あわせて確認しております。

なお、カーブミラーについては、交通安全のための切り札でなく、あくまで補助的な道路付属物であることを御理解いただき、交差点での安全確保につきましては、十分気を付けていただきますようお願いいたします。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

質問1のカーブミラー設置基準に、私道沿線に5戸以上必要との要件については、5戸を公共性の最低戸数にしているというような御答弁で、一定の理解はできるわけでありませぬ。しかし、問題はその運用方法ではなかったかと思ひます。

今回、質問2で戸建て住宅3戸、アパート2棟の具体例を挙げました。実は先日、この例に挙げた場所で、市民からカーブミラー設置の要望を受けました。そして、道路課に相談したところ、アパート2棟は8世帯ありますが、防府市のカーブミラー設置要綱では所有者が1人なので1戸と数えるとの説明を聞き、大変驚いたわけでありませぬ。したがって、この要綱に合致しないので要望の位置にカーブミラーは設置できないとの答弁でありました。

実際には、この沿線には、市長が言われましたように、全部で11世帯あるわけでありませぬけれども、それに対して公共性がないという判断でありました。その判断に私としては納得がいかないので、今回の質問をいたしました。

しかし、ただいま市長から大変理にかなった、すっきりとした答弁をいただきました。見直すとのことなので感謝申し上げます。よろしく御願ひいたします。

さて、設置要綱には、沿線に道路、建物とも5戸以上の所有者及び車両の出入りがあることと現在ではありますので、要綱の変更が必要となると考えます。早急に取り組むことをぜひ御願ひをいたします。

そこでお尋ねしますが、要綱を変更する場合の手順はどのようなになるのか。今回、質問した防府市市道等道路反射鏡設置要綱を具体的にどこの部署がどのような決裁を行っていくのか、その点について御答弁願ひします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 要綱の見直しでございます。

今の要綱は、道路課の部署でこの要綱を運用しておりますが、庁内的に、特に土木都市建設部の部内において、協議調整、そのほかにも見直すべきところがあるかというところを庁内でしっかり検討いたします。その上で、決裁を上げ、今回で言いますと、市長まで了解をいただいて、それを公表する、ホームページなりで要綱を公表していくというふうになろうと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。

土木都市建設部、また、庁内で検討して、最後は市長決裁ということでございました。今、市長からの答弁をいただきましたので、最後の市長決裁に行きつくように、早く行動を起こしていただいて、ぜひよい結果になるように期待をしていきたいと思っております。

質問3の担当者の現場確認では、交差点での見通し等、危険性の高さにより必要かどうかの判断をするということでございました。もちろん設置要綱を満たすことが前提であると思います。

最初の質問で述べましたが、カーブミラー設置要綱以外の本市の要綱にも5戸以上の所有者が必要との部分が複数見られます。私の質問通告の後に、近隣他市の状況を道路課にお願いして調べていただきましたところ、それぞれこの要件については特色のある取り組みをしているようです。

こういった他市の例も今回調べられたわけですから、しっかりと参考にして、市民の側に立った、時には柔軟な対応をされるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、24番、山根議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、16番、和田議員。

〔16番 和田 敏明君 登壇〕

○16番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。それでは、通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず、1点目のいじめ問題についてですが、御存じのとおり、このいじめ問題には、子どもたちはもちろん、保護者、教育委員会をはじめ、学校関係者や専門家など、多くの方々が見当たらぬのが現状だと思っております。

そのような中、1つの解決策のきっかけになるのではないかとと思われる新聞記事がありましたので御紹介させていただきます。

先月27日の読売新聞の気流という誰でも投稿できる欄に、12歳の小学生が、「転校柔軟にして不登校減らそう」というタイトルで投稿がなされていました。この子の不登校問題は、教職員が要因での不登校について書いてありましたが、もっと柔軟に子どもが学校を選べるようになれば、不登校が減るのではないのでしょうかと締めくくられておりましたが、まさに、いじめの問題も同様ではないでしょうか。

この学校区は、戦後教育からずっと引き継がれて今日に至っておるのではと思いますが、現在では、いろんな案件において規制緩和が進められております。一方では、数年前になるとありますが、県立高校の校区割を廃止し、今では全県区に改められております。

義務教育だから文科省に従わなければならないのでしょうか、これまた時代遅れで、誰のために、何のために学校はあるのでしょうか。学校内では、教職員と、あるいは子ども同士でいろんなトラブルがあると思いますが、この学校区があるがゆえに、言葉は悪いと思いますが、逃げ場がない、このことから不登校が生じる要因の1つになっているのでしょうか。

さて、本市の小・中学校のいじめ問題はというと、つい先日、私のところにいじめについて相談があり、担当課に相談したところ、早急に調査していただいたことに感謝しております。しかし、調査の結果は、保護者と生徒さんの訴えとあまりにも食い違っており、何とも言い難い違和感といたしましょうか、残っております。

では、なぜそのような抽象的、曖昧な状況が起き上がるのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、市内の小・中学校での確認された、いじめの件数、いじめによる不登校者がいれば教えてください。

次に、いじめを事前に食いとめるためにアンケート調査等を行っていると思いますが、ほかにも何か特別に取り組んでおられることはございますでしょうか。

最後に、いじめが確認された場合の対応についてお伺いいたします。

現在、何件のいじめが確認され、その中で解決に至った事例はありますか。あれば解決方法と解決後の追跡調査はどのようになされているのか教えてください。また、未解決のものがあればその理由も教えてください。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員のいじめ問題についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のいじめの現状についてお答えします。

議員御質問の市内小・中学校のいじめの認知件数についてでございますが、本市における平成29年度の認知件数は、小学校110件、中学校39件でございます。児童・生徒100人当たりの認知件数は、小学校1.79件、中学校1.35件となっており、全国や山口県と比べて低い状況にあります。

また、不登校の状態とは、年間30日以上欠席する場合同じとなりますが、いじめを主たる理由に不登校の状態となった児童・生徒はおりません。

続きまして、いじめの内容について主なものをお答えします。

最も多いのが心ない言葉によるものでございます。次いで、仲間はずれ等、人間関係によるものが多くを占めております。

次に、2点目のいじめの事前の対策として、各学校でのいじめの未然防止、早期発見のための取り組みについてお答えいたします。

まず、いじめの未然防止についての取り組みでございますが、道徳教育の充実をはじめとした心の教育の推進や話し合い活動の活性化、体験活動等により、お互いを尊重する態度や思いやりの心の育成に取り組んでおります。

また、学校ごとに学校いじめ防止基本方針を策定し、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家から構成される学校いじめ対策委員会を組織することにより、いじめの未然防止について、計画的な取り組みを行っております。

続きまして、いじめの早期発見についての取り組みでございますが、生活ノートや連絡帳等を通じた担任とのやりとりや教員の日常的な見守り、教員やスクールカウンセラーによる教育相談、また、児童・生徒を対象にしたアンケートや保護者を対象にしたアンケート等も行い、早期発見のために必要な感度を高めております。

次に、3点目のいじめが確認された場合の対応についてお答えします。

いじめを確認した場合、各学校では、自校の学校いじめ防止基本方針に基づき、迅速に情報共有や対応の協議を行っております。その上で、いじめを受けている児童・生徒の心の痛みや不安感に寄り添う等の心のケアを行うとともに、いじめを行っている児童・生徒や、周りの児童・生徒への指導をしております。

また、関係する保護者に情報を提供し、いじめの解消に向けて協力を依頼する等、組織的に対応をしております。

今年度1学期末までの状況を申し上げますと、小学校では43件のいじめを認知し、33件が解消、中学校では40件の認知のうち25件が解消に至っております。

学校では、いじめにかかわる行為がやんだ後も、引き続きいじめを受けた児童・生徒や、

いじめを行った児童・生徒の様子を教員が日常的に注視しております。また、教育相談や毎週アンケートを実施するなどして、再発防止に努めることとしております。

なお、指導後にもいじめにかかる行為が繰り返されたり、いじめを受けた児童・生徒の心の傷が長期間癒やされなかったりする場合もあるため、いじめについては、粘り強い指導が必要となります。

今後も各学校において、組織的かつ継続的な取り組みがなされるよう指導を行ってまいります。

防府市教育委員会におきましても、弁護士、保護者代表、学校関係者、児童相談所、教育行政関係者等から構成される防府市いじめ問題対策協議会を設置しております。協議会では、いじめに対する基本的な考え方を共有し、いじめ防止に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめの根絶に向けて未然防止、早期発見、早期対応について協議しております。協議した内容につきましては、各学校での実践に生かすことができるよう、校長会や生徒指導主任会等で指導しております。

今後もいじめは絶対に許されないという信念のもと、いじめはどこの学校にも、どこの児童・生徒にも起こりうるという危機意識を持ち、市内全ての子どもたちが安心して登校できる、信頼される学校づくりの推進に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。

本当に細かい取り組みをなされておまして、きちんといじめがあったという件数まで報告していただきましたこと、本当にきちんと向き合う気持ちがあるんだということが十分伝わってまいりましたので感謝申し上げます。

1例ということで、先ほど新聞記事の紹介をさせていただきましたが、少し、横道にそれたような再質問になるのかもしれませんが、あくまでもいじめの根絶に向けてということで聞いていただきたいのですが、今、学校区があることによって、その学校でいじめが起こってしまった場合、転校したいといったときに転校は可能なんですけど、当然、住まいまで変えてしまわないといけないような状況になっていると思うんですけど、こういったいじめに対しては、そういった制度を変えるなどの取り組みも今後必要になってくるのではないかと思うんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

議員が言われるように、防府市には小・中学校通学区域に関する規則というのがあります。

して、住所によって行く学校のほうが決まるようになっております。

ただ、今のいじめ等での転校の場合は、区域外通学という扱いになります。区域外通学する場合には、12項目ぐらいありまして、その中に、いじめ、または不登校により原籍校への就学が困難になったときには区域外通学を認めることになっておりますので、そういう相談が教育委員会にあったときには、子どもにできるだけ一番いい方法を取るようしております。

以上であります。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） せっかくのこういった話になりましたので、いじめに関しては対応していただいているとのことですが、いじめが起こる前の根絶に向けてということと思うんですが、いじめをする方、されるほう、する人、されるほう、よくよく私の周りを見回してみると、やはり目的がない子が非常に多いのかな、あとは家庭の環境もあると思いますが。

以前、部活動のことで質問をさせていただいたことがありまして、要は、僕は野球をやりたい、僕はサッカーをやりたいといったときに、転校が可能なんですが、当然、そういった場合は住所を変更しなければいけないんです。そういった目的を与えてやる環境をつくってやることも、いじめを防止することにもつながっていくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） これも先ほどの区域外通学の話になってくるんですけど、現状では、こちらのほうでの要綱の中に、それぞれ身体的なこと、いろんなことの中で部活動のことについてはそれに入っておりませんので、それについて、規則を一気にここでということはお答えできないので。

済みません、そういうところでございます。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） これで終わりますが、ある程度、そういったことも広く考えていただいて、今後の対応の対象にしていただければということをお願いしておきます。

次に、よくいじめによる自殺などが起こってしまった場合に、学校側の隠ぺいとも捉えられるようなやりとりを、僕は何度もニュースや新聞等で見聞きしたことは、皆さんもあると思うんですが、もちろん先ほど言いましたように、本市はこうやっていじめはこれだけありましたと、ちゃんと堂々と向き合っておられますのでそんなことはないと思いますが、しかし、先ほど紹介したように、保護者と生徒さんの訴えとあまりにも食い違ってお

りまして、このまま放置した場合に同じような状況にもなり得ることも考えられなくはないわけではありますが。

まず、アンケート調査なんですけど、児童、保護者の方にもアンケート調査が行われていると思います。私のところにも保護者の方からアンケート用紙を見せていただきまして、皆さん同様に言われるのが、アンケート調査に子どもの組とか、名前とか、そういったものまで書かないといけない。これを書くんだったら出せないというわけです。

しかし、反面考えてみれば、それを書かなかつたら結局書き放題になってしまうわけです。そこを今からしっかり埋めていかないといけないのかなと思うんですが、例えば回収方法とか、そういったところで保護者さん、また児童にこれは大丈夫だと、誰にも見られないからということがはっきりわかるような何か対策等、今あれば教えてください。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） アンケートに関する御質問にお答えいたします。

保護者を対象にした、いじめに関するアンケートの回収方法でございますが、各学校である程度の回収期間を設けて記入済みのアンケートを児童・生徒が学校に持参し、担任に提出するという方法を取っております。ひょっとして、その学校の中でその紙を1枚のまま渡すというふうな状況に、もしなっておるのであれば、アンケートに書かれている内容が他の児童・生徒の目に触れたり、いじめにつながる可能性もございます。そのため、今後につきましては、アンケートを封筒に入れてのりづけをしてから提出させるよう、各学校に指導したいと考えております。

また、希望する保護者については、個人懇談の際に保護者が担任に直接手渡しでアンケートを提出したり、学校や教育委員会に郵送できるよう、回収方法についても改善していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 改善していただけるということで。

この件に関しまして、私もいじめる側といじめられる側、両面で考えてみました。封筒を持って学校に提出するという事は、ある程度期限が定められていると思うんですが、私がいじめっ子だったら、学校に来る途中にそいつをつかまえてかばんの中から抜き取ります。いじめられっ子だった場合は、それをやられると、怖くて先生によう言わないです。

そういったこともありますんで、回収方法については、例えば郵送にするとか、いろんな方法があると思いますので、どうぞしっかり考えてあげてください。

この質問をするに当たって、他市の方なんですけど、学校の元関係者からちょっと残念な

ことをお伺いしまして、いわゆるいじめのうわさが立って悪い評判が上がったら、例えば出世の妨げとなるとか、学校の名誉が傷つくとか、そのために表に出せない。

よくよく考えてみると、メディアで取り上げられて、聞いたとか、聞かないとか、言ったとか、言わないとかいう状況になることの中にそういったことも含まれているのかと思うんですが、防府市の教育委員会をはじめ、学校の名誉のためにも、あえてお伺いするんですが、そういったことはないですね。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） いじめの対応についてお答えいたします。

いじめについては、とにかく初動が大切であるということを校長会でも申しております。ということで、まず、とにかくいじめの被害に遭っている子どもは守り通すという強い気持ちの中で対応するよということ、もちろん学校の中で動き始めますが、同時に教育委員会のほうにも連絡をもらって、こちらと一緒に動くという形で、今、指導もしておりますので、そういうことが絶対にならないようにやっております。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 今回の質問をするに当たって、原田部長をはじめ、いろんな職員の方が対応して下さったんですが、言われた言葉が、ありがとうございますっておっしゃられたんです、皆さん。本当に向き合ってくれるんだという思いがしました。本当に感謝しております。

私もいろんな事例を調べてみましたが、いわゆるいじめをきちんと解消できているところもありまして、できていないところもあります。この違いは何なんだろうといういろいろ私なりに調べたところ、やっぱり学校、保護者が、例えばプロジェクトチームをつくってでも、きちんといじめを根絶していくんだという思いで、行動に出している学校はいじめが非常に少ないし、解消されているというふうに感じております。また、そうでないところは逆だというふうに感じております。

今回の質問に当たって、また防府市の教育委員会の思いというか、いじめ根絶に向けていってくれるんだという思いが十分伝わりました。しかしながら、解決はなかなか難しいと思いますので、いろんな立場から考えていただいて、また、根絶に向けてともに頑張っていければと思います。

以上でこの質問を終わります。このまま。

○議長（松村 学君） 続けてどうぞ。

○16番（和田 敏明君） それでは、2点目の測量、設計等の業務委託について質問を

いたします。

現在、新年度予算の編成に既に取り組んでおられると思います。その中でも特に気になるのが、測量、設計等の業務委託費です。私は以前から、新年度予算、補正予算が計上されるごとに、委員会などでこの測量や設計の業務委託の必要性などについて説明を求めてまいりました。と申しますのは、本市の技術職員の方々はとても優秀な方々がそろっておられるとお聞きしているからです。

しかしながら、なぜかほとんどの事業に対し、この業務委託費が計上されております。

私は、この業務委託が全ていけないと言っているわけではありません。一番の問題は単独市費で行う程度の事業を行うに当たり、測量設計等の業務をわざわざ委託しなくても、優秀な技術職員の方々で対応できるのではないのでしょうか。

1つ例を挙げれば、9月の定例会の補正予算には、市内の未設置の全小・中学校にエアコンを設置するための業務委託費として、確か5,700万円が計上されておりました。私は、新たに建て替えた学校、あるいは、耐震化に合わせてエアコンを設置されている学校などの例はたくさんあり、これらを参考にすれば、わざわざ設計業務の委託を行わずとも技術職員でできる方法はないかと思ひ質問をしたところ、「職員が何もせずにこの業務をするといった御質問になるのかと思いますが、通常業務もやっておりますので」との、ちょっと私としては質問の趣旨を無理やりねじ曲げた、前向きに取り組む姿勢の感じられない残念な答弁だったと思います。その後、「職員でこの業務をできなくはありません。エアコンを設置する工期が2年か3年かかってもやると言えばできますが、短期間にエアコンを設置するのであれば、職員でやるより外注するほうが総合的に見て適切」との回答でした。それならば、2年、3年かけてやれば、必要のない5,700万円です。

また、これまでは技術職員の数が足りないという答弁もありましたが、この場ではつきり言わせていただきますが、私は業務委託をするから職員のできが悪いと言っているわけではないんです。むしろ、優秀な職員がいるのだから、なぜ利活用されないのかと聞いているんです。優秀な人材をそろえながらも結果が出せないのであれば、それは一体誰の責任でしょうか。

と言いますのも、事業課の各課にも退職後の再任用や嘱託の実務経験者が豊富な方々が多数配置されており、職員数は決して不足していないのではないかと私は思っております。

ただ、この再任用や嘱託の方々とうまく連携し、一体となって事業を進めていこうという取り組み方がなされているのか疑問なところでもあります。一方で、再任用や嘱託の方々に、技術職員でありながら事業とは全く関係ない部署に配属されている人もおられるということも聞いております。

野球に例えるなら、キャッチャーをやらせれば抜群にうまい選手に、外野を守らせるような行為に等しいとは思いませんか。どのような考えのもと、人事がなされているのか、これまでの回答からすれば、私にはとても矛盾しているようにしか思えません。

最後になりますが、単に業務の委託をするのではなく、まだまだ知恵を振り絞れば、本市の職員で対応できる方法はあるのではないのでしょうか。一生懸命働いて税金を納入されている市民のためにも、いかに業務を効率よく、しかも経済的に進めていくことが重要ではないかと思いますが、執行部の御見解をお聞かせください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の測量、設計等の業務委託についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、土木・建築系の発注工事のほとんどは、必要な測量、設計について市職員みずからが行い、事業を進めております。測量、設計に多くの時間を要する補助事業にもなるような大規模な事業につきましては、業務委託を外注いたしておりますが、土木・建築系の発注工事のうち、業務委託は約20%となっております。

議員御案内の小・中学校のエアコン設置のための設計業務委託につきましては、市内の小・中学校の普通教室全てに設置する大規模な事業であり、財源といたしまして、国の補助金を活用する事業で、来年度末までの短期間に完成する必要があることから外部発注をしたものでございます。これにより、再来年の夏には市内全ての小・中学校でエアコンの稼働が可能となります。

今後も再任用職員や嘱託職員も含めた技術職員全員で連携しながら、可能な限りの業務を実行し、限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げ、質の高い行政サービスを実施できますよう努めてまいります。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど一例に挙げたエアコンだけとっても、期間を延長すれば安価でエアコンが設置できるならそうするべきではないかと思うんですが、国との補助金等ということなんですが、
_____ そういったところの整合性は一体どうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 国のほうでは、今回の補正予算については可決されているというふうに認識しております。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君）

大規模工事などは業務委託ということですが、今まで、私、ずっとこれ言ってきた中で、例えば委託料が100万円、200万円程度のものもあるんです。短い、ほぼ平面、直線の測量設計料が上がっていることもあったんですが、その都度指摘してきたんですが、これはなぜできないんでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

小規模なものでということですが、例えば測量についてでございますが、測量で土地を、用地を分けていただいて、その分けていただいた土地を法務局のほうに登記すると、こういった作業をする場合に、公共測量の規定がございまして、現在ですと、専門的にいいますと、世界測地系の座標を使って登記しなければ登記できないと。それには専門的な資格も必要ですし、また、それを市の職員でやるとなると、初期の測量の道具も必要になってまいります。その辺は専門の業者に委託するほうがより有効であるというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） では、本市の今の職員の技術ではできないということなんですか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 今申しましたのは、登記にそういった資格が必要であるということでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） その資格というのは、もうないということなんだろうが、先ほども言いましたように、今現在、嘱託職員や再任用の方でそういった技術職員もおられると思うんですが、それはきちんとした部署に配置されておるんでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

今、再任用の職員の話、再任用と再雇用、いわゆる嘱託職員がおりますが、今、OBの

職員が、技術職の出身者がことしの4月1日で31名おります。このうち、5名が公民館等のもとと事務職をやっていたところに配属しております。残りは全部技術職の職場におります。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） わかりました。

いわゆる技術職員を置いて業務委託をするということは二重払いとも思えるような行為だと思うんですが、今後、これを改善していく気はあるんでしょうか、ないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、再任用の職員の考え方なんですが、これは御存じのとおり、年金受給等の関係で法で義務づけられているといたしますか、年金受給年齢、ことしの3月末でやめられた方であれば63歳から一部支給が始まりますが、それまでの間、無年金となりますので、地公法のほうの規定によりまして、再任用として勤務させなければならないということで勤務しております。

今まで技術職で経験を積まれた方は、それぞれの特技、経験等を生かしてもらいたいところなんですが、再任用の場合には、まずは個人の希望というのも聞いております。その場合で、新たに事務職にチャレンジしたいというような御希望がありましたら、事務職職場に配属することもございます。

それで、今、設計の話が出ておりますが、こういった嘱託職員、あるいは再任用職員という職員に当たりましては、設計補助をすることもありますし、あとは現場監督、現場補助、現場確認、それから、検査業務、それから、相談業務、維持管理業務、多岐にわたって設計以外にも土木業務がありますので、そういったところに今勤務して助けていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） どうも質問とちょっと回答が。私は今後、今の現状からさらにある程度特化したものについていただいて、再任用の方等を、今からはこういった業務委託を減らしていくような改善をする気はあるんですか、ないんですかと聞いているんです。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

技術職員の育成、それから、業務等、その業務委託は相反するものではないと私は考えております。今、たくさん再任用、再雇用がおりますけど、その職員の技術、得てきた経験というのは若い職員にこれからどんどん伝えていかなければならないと思います。

どこの自治体でもそうだと思うんですが、高度経済成長時代に、公共施設、あるいはインフラというのがどんどん整備されて技術職員がたくさんおりました。傾向といたしまして、だんだん公共事業が減ってきたということも合わせて、どこの自治体でも技術職員がだんだん減ってきたんですが、今、この時代になりまして、そういったインフラの更新であるとか、長寿命化ということで、多くのまた技術職員が必要となるということで、採用をどんどん再開してきております。

本市でも、毎年のように土木系、建築系の職員の募集をしておりますが、自治体同士の取り合いとなっています。これは、一つは少子化である人材不足ということと、もう一つは、土木系、建築系、設備系の学科の大学、高専もありますけど、高等学校なんかでどんどんそういう学科が減ってきております。そういったことで、いわゆるそういう資格を持った職員を採用したいんですが、すごく厳しい過当競争になっているというような状況でございます。

その中で、世代間ギャップというのは当然生まれてきますので、今申しました先輩方にしっかり指導していただいて、こういう技術力を磨き——技術力が不足しているとは決して思いませんので、経験が不足しているところはあると思いますので、そのあたりをしっかりと埋めていきたいというふうに考えております。直接的には、業務委託との関連性はないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、和田議員。

○16番（和田 敏明君） わかりました。

いずれにしても、しっかりと横の連携を取って、知恵を振り絞って、少しでも市民の税金を無駄にしないと、そういった取り組みはしていただいているものとは思いますが、まだまだできることがあるんじゃないかというふうに私は感じております。

やるほうは大変、言うほうは簡単かもしれませんが、市民の税金の活用を皆さんにおすりするほかありませんので、どうぞ前向きによりしくお願いしてこの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、16番、和田議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、8番、山本議員。

〔8番 山本 久江君 登壇〕

○8番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。それでは、通告の順に従いまして、質問をいたします。

今回は、防災対策の充実について、ため池対策について、この大きく2点にわたって質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは最初に、防災対策の充実についてお尋ねをいたします。

近年、かつてないほど大きな自然災害が起こっております。東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、ことしは大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風21号など、大災害が相次いでおります。

防府市におきましても、平成21年の豪雨災害から来年で10年を迎えますが、死者19名、負傷者35名、家屋被害1,216件、農林業関係や各種施設被害など、甚大な被害が出たわけですが、全国的にもそうであるように、その検証とそれに基づく改善、災害への備えが重要になってきております。

質問の第1点として、地域の災害対応力の向上のために、防災行動計画、タイムラインの作成をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

タイムラインとは、防災関係機関が連携をいたしまして、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ誰が何をするかということを時系列で整理した計画でございます。災害対応のスケジュール表とも言うべきタイムラインの作成と活用が、全国的にも検討をされております。例えば、台風をイメージすると、上陸1日前、あるいは12時間前等々、時系列で、いつ誰が何をするかに着目し、つくっていくものでございます。

これで全てよしというわけではございませんけれども、専門家は、行動計画を決めておくことで、事態の対処をどうするのか、イメージトレーニングができて、また意思決定の迷いをなくすことができると述べております。

平成26年に大型台風の影響による河川氾濫を想定し、その被害を最小化するために、防府市、山口市が沿川住民——沿川というのは川沿いという意味ですが——川沿いの住民への避難勧告を適切に発令できるように、各機関がいつ何をするかを時間軸に沿って整理した佐波川タイムライン案が作成をされております。今後、大型台風が山口県に接近すると予想された場合は、山口河川国道事務所、下関地方気象台、防府市、山口市において有効性の検証を行うということが確認をされております。

3年前の関東東北豪雨での鬼怒川の決壊、大変な被害でございましたが、このときのよ

うに施設整備だけでは防ぎきれない災害、地域の災害対応力をより向上させるための取り組みの一つとして、タイムラインの作成を執行部としてどのように考えておられるのか、御見解をお尋ねをいたします。

2点目として、避難所生活にかかわって質問をいたします。

最近の災害被害の特徴に、関連死の増加が挙げられております。新聞報道によりますと、熊本地震では、直接死55人に対し関連死が何と212人と、4倍近くになっております。また、復興庁の平成24年8月に出されました東日本大震災における震災関連死に関する報告案、これによりますと、災害関連死の原因を複数選択でまとめてあるんですが、それを見ますと、避難所などにおける生活の肉体的・精神的疲労が最も多く、続いて避難所などへの移動中の肉体的・精神的疲労、こういうことが掲載をされております。避難所、避難生活の改善が本当に急がれます。

専門家によりますと、体育館での雑魚寝や車中泊が血栓症やエコノミークラス症候群などを引き起こす場合があります、体調悪化につながる。おにぎり1個をもらうのに何時間も並び、冷たい食事が栄養の偏りとなる。使いにくいトイレのために、水分摂取を減らし、体調が悪化、そのことによって病気が増悪する。こうしたことを変えていくことが急務だと指摘をされております。

まずはトイレ、キッチン、ベッドの改革、その頭文字をとってTKBの改革をと言われておりますが、全国的な取り組みから学ぶ必要がございます。

市として、平成21年の豪雨災害を経験をして、避難所生活にかかわるさまざまな課題も浮き彫りとなり、施設整備において改善も重ねられてきたと思いますが、その内容と今後に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。

3点目、次に、防府市災害見舞金等支給要綱の見直しについてお尋ねをいたします。

この要綱は、災害における罹災者に対し、市が見舞いのための金品または弔慰金を支給することにより、罹災者の援護を図ることを目的に定められております。住家が――住む家が全焼または全壊もしくは流出した世帯には10万円、半焼または半壊した世帯には5万円、床上浸水した世帯には3万円の見舞金が支給されることになっております。

平成21年の豪雨災害の際にも、被災された方々への見舞金として支給されまして喜ばれましたが、全壊、半壊、床上浸水の被災された世帯において、住宅や暮らしの再建は本当に容易なものではございませんでした。

被災者生活再建支援法が、全壊が最大で300万円で、半壊や床上は対象とならず、半壊や床上であっても実際には生活できない住宅も多い中で、生活再建は財政的な問題も含め、困難を極めました。このときの記憶がよみがえってまいりますけれども、大変な状況

でございました。

全国的にも、甚大な災害が続く中、災害見舞金の増額や対象範囲の拡充など、市において見直しが行われております。例えば、岡山県総社市では、全壊100万円、大規模半壊50万円、半壊20万円、被災世帯一律支援金5万円が支給をされております。

要綱施行から来年は10年が経過をいたしますが、先進市の取り組みに学んで改善を求めたいと考えますが、執行部の御見解をお伺いをいたします。

この項の最後になりますけれども、4点目、土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備について、県への要望をさらに強めていただきたいと、こういうことでございます。

西日本豪雨では、多くの土砂災害が発生をいたしました。防府市でも平成21年の豪雨災害で甚大な被害が出ました。土砂災害危険箇所は、国土交通省の要請により県が調査を実施したもので、土砂災害警戒区域と違いまして法的な位置づけはございませんが、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所でございます。土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定められております。

防府市では、600カ所近い土砂災害危険箇所がありますけれども、そのうち特に対策が急がれるとして土砂災害防止施設の整備の対象となっている箇所、これがことし3月末現在、市内に209カ所ございます。しかし、そのうち整備された箇所は70カ所となっております。整備率はわずかに33.5%となっております。

この土砂災害の怖さは、市民はよく知っております。住民が安心して生活ができるように、県に対し土砂災害防止施設の整備が一刻も早く進むように、市として強く要望を行っていただきたいと考えますけれども、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。どうぞよろしくお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員の防災対策の充実についての4点の御質問にお答えいたします。

来年は、平成21年の豪雨災害から10年を迎えることとなります。私は、市民の皆様の安全・安心が第一との考えのもと、その教訓を風化させないように、防災意識の醸成や防災対策については最重点課題として推進してまいりたいと考えております。

さて、1点目の防災行動計画、いわゆるタイムラインの作成をどのように考えているのかについての御質問でございます。

タイムラインについては、災害の発生を前提として、各防災関係機関がいつ誰が何をするかを時系列で整理、見える化し、共有することにより、迅速かつ効率的・効果的な防災

活動を実施でき、ひいては被害の最小化を図れるなど、防災対応の有効な手段の一つとして認識しております。

市では、平成26年に、佐波川において、台風接近・上陸に伴う洪水を想定としたタイムラインを、中国地方整備局山口河川国道事務所、下関地方气象台とともに策定しており、このたびの西日本豪雨の際にもこのタイムラインを参考に防災対応を行い、その後、このたびの対応について関係機関と検証を行ったところでございます。

また、県管理河川につきましては、現在、防府地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会において、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを県や气象台とともに、今年度中の策定に向けて鋭意協議を行っているところでございます。

次に、2点目の避難所生活の改善にどのように取り組むのかについての御質問でございます。

災害時に開設する避難所の質の向上は、被災者の健康を守り、その後の生活再建へ活力を支える基本となります。このため、市では平成21年豪雨災害以降、市内小・中学校等に防災倉庫を設置し、備蓄物資等を充実させてきたところであり、現在、簡易トイレ54セット、カセットコンロ28台、段ボールベッド15セット、パーテーション10台を用意しております。また、食料や飲料水等のその他の物資につきましても備蓄を順次進めており、今後も計画的に備蓄物資等の充実を図ってまいりたいと存じます。

あわせて、大規模災害が発生したときには、これら物資等の大幅な不足が予測されるため、流通備蓄の活用や段ボールベッド等の資機材等について、これまで積極的に民間事業者等と応援協定を締結してきましたが、今後も引き続きその拡充に努めてまいります。

次に、3点目の防府市災害見舞金等支給要綱の見直しについての御質問でございます。

防府市災害見舞金等支給要綱は、災害における罹災者に対し、市が見舞いのための金品または弔慰金を支給することにより、罹災者の援護を図ることを目的として平成2年に策定したものでございます。

平成21年の豪雨災害発生後に、住家の全壊・全焼・流出された方の見舞金を1世帯につき3万円から10万円、また床上浸水となられた方の見舞金を1世帯につき2万円から3万円へ増額等しており、被災者に対する見舞金額は県内で最高となっております。

また、この見舞金は、あくまでもお見舞いであり、一時金的なものでございますので、抜本的な被災者支援といたしましては、被災者生活再建支援金等で対応していきたいと考えております。つきましては、議員御質問の見舞金については、まずは他市の状況等を注視しておきたいと考えております。

最後に、4点目の土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備要望の強化につい

での御質問です。

平成21年の豪雨災害以降、国の直轄工事をはじめとし、多くの土砂災害防止施設が設置されてきたところでございます。現在、山口県の土砂災害防止施設の事業といたしまして、砂防事業4カ所、急傾斜事業3カ所、地すべり事業2カ所が実施されております。しかしながら、いまだ土砂災害防止対策が講じられていない箇所が多くあることは、議員御指摘のとおりでございますので、今後も市民の安心・安全の観点から、土砂災害防止施設の整備につままして、県のやまぐち維新プランの中でも重点的な施策と位置づけられていますことから、より一層強く県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

私は今回、全国的にもさまざまに続いていく大災害、各地の経験を学んで防府市に生かしていかなければならない。こういうことで防災対策の充実を求めて質問をさせていただきました。

実は、平成30年度の県政の世論調査、毎年あるわけですけれども、これを見ましても、防災対策が進んでいるかどうかを尋ねた質問があるんですが、そう思うと答えた県民がわずかに18.1%、どちらともいえないが47%、そう思わないが30.7%と、山口県民は、その災害対策について非常に何とかしてくれという要望が強いということ。これはまた防府市民にとっても同じだと思いますが、非常に重要だというふうに感じております。安心・安全と、市長さんの御答弁ありましたけれども、この安心・安全のまちづくりという立場から、さらに充実を求めていきたい、そういう施策でございます。

最初の防災行動計画、タイムラインの作成についてでございますけれども、現在、県河川の取り組みがされていると。これが御紹介されましたが、広がっているということがわかりました。しかし、作成だけではなくて、この作成後も一番大事なのは住民との関係ですから、住民なども含めて、情報を共有しながら訓練などを実施していくということが、私は大事であろうというふうに感じておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

今、御紹介のありましたタイムライン、これ防災関係機関で策定するものでございますが、住民の避難行動にかかわる部分もでございます。現在、佐波川タイムラインに関しましても、防災訓練や出前講座などにおきまして、さまざまな機会をとらえて周知・啓発に努めておりますが、今の御質問にございました県河川につきましても、今後策定してまいり

ますが、同様の対応をとっていきたいというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ここに、国土交通省がタイムラインの導入によってどんな効果があるかということを明記しているんですが、1つは災害時に実務担当者は先を見越した早め早めの行動ができると、また、意思決定者は不測の事態の対応に専念ができる、これが1つ。それから2つ目に、防災関係機関の責任の明確化、また防災行動の抜けや漏れ、落ちの防止が図れるよと、こういうことを2つ目に挙げております。さらに、3点目として、防災関係機関の間で、いわゆる顔の見える関係が構築できますよと。4点目に最後ですが、災害対応の振り返り、つまり検証、それから改善を容易に行うことができる。国のほうではこういった効果が期待できるので、積極的に進めてほしいということをおっしゃいます。

御答弁にありましたように、佐波川に続き県河川のタイムラインの導入が図られてきておりますので、災害時に連携した対応を行うために、ぜひ市としても積極的に取り組んでいただけるように、これは要望をいたしておきます。

次に、避難所の問題ですけれども、平成21年の災害を経験いたしまして、先進事例も参考にして、少しずつ改善をされてきていることが、御答弁をお聞きしながらわかったわけですが、しかし日本は諸外国に比べまして、災害時における非人間的な避難所は、90年間進歩がないと、こういうふうなことまで言われてまいりましたけれども、まずはトイレ、キッチン、ベッドの改革が急がれます。

御答弁の中で紹介をされましたことは、被災者にとりましては大変助かることだと思います。この周知はもっと徹底した方がいいと考えますけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

先ほど御紹介のありましたTKBという話がありましたが、トイレ、キッチンそれからベッドということで、こういったものが大変大切だというふうに感じております。現在、市で行います総合防災訓練などで設置して、実際にベッドに寝ていただいて、使用体験していただくことでその周知を図っているところではございます。

それから、地域によりましては、地域の防災士さんの御協力によりまして、地区の防災訓練やふれあい祭り等で、実際にその段ボールベッドを組み立てからやってもらおうということで、住民の方に参加していただいて、そういった実践訓練にも取り組んでおられま

す。こういったことを引き続き、十分な周知に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 改めて、私は防府市豪雨災害検証委員会がまとめました平成21年の豪雨災害の記録、防府市豪雨災害検証報告書、改めて読まさせていただきました。避難所の施設整備については、今後の対応策として、避難所に指定された施設のバリアフリー化を計画的に実施するということが書かれてあります。これらの検討も必要でございます。

また、九州北部豪雨の際に、空調設備がない体育館も、当然のことながら避難所になりました。ここで、被災者の方は、まるで蒸し風呂だと、こういうふうなお声が出されているような状況がありましたけれども、このことはわが防府市におきましても同様ではないでしょうか。学校の屋内運動場、これにもやはり空調設備、必要だというふうなことを、避難所を考えたときに痛感いたしました。

全国的にも、相次ぐ災害でございます。大規模災害がいつ、自分の住む町で起きても不思議ではありません。災害関連死を防ぐためにも、避難所の改善は急務でございます。この取り組みに、さらに力を入れていただきたいということ、それをよろしく要望をいたしておきます。

次に、災害見舞金等支給要綱の見直しですけれども、非常に残念です。引き続き、この間ずっと変わってきているわけですから、先進市に学んで検討をお願いしたいというふうに思っております。

ところで、全国知事会が、このほど、被災者生活再建支援法に基づく金銭給付の対象を、これまでの住宅の全壊、大規模半壊だけではなくて、半壊世帯にも広げるよう提言をまとめて、国に要請をいたしております。さきの平成21年の災害でも経験いたしましたように、半壊であっても実際には生活できない状況があるわけです。報道では、東日本大震災の被災地では、半壊の波だと言われたそうでございます。

さらに、全壊の支援額を300万円から500万円へ引き上げ、住宅再建への支援をという声も切実でございます。生活再建と地域コミュニティを守ることが大事なわけで、こうしたことにつながっていき、仮設住宅を建てるよりも効果的だと言われております。

災害を経験した我が市としても、国に対し被災者の立場に立って、被災者生活再建支援法の拡充を要望していただきたいと強く望むわけですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

全国市長会においても、国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関することを協議され、決議されておるところでございます。

その中で、被災者生活再建支援法の適用について、半壊・一部損壊及び床上浸水等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るよう求めていますので、今後も市長会において議論していただくよう考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） よろしくお願ひいたします。

災害を、大変な災害を経験した我が市だからこそ強く述べられることだと思いますし、ぜひとも国に対して要望していただきと思います。

4点目の土砂災害防止施設の整備につきましては、県に要望していくということでもございました。今年度も9カ所、一体いつになったらこの整備は終わるのでしょうか。本当に市民の安心・安全にかかわる重要な問題だというふうに思います。県に早急な対策が図られるように、砂防予算の拡充等を強く求めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

質問の2点目は、ため池対策でございます。

全国的にもため池老朽化の危険性は、災害が起こるたびに指摘をされております。7月の西日本豪雨災害では、32のため池が決壊したと報道されております。福山市では、決壊による土砂災害で家が流され、3歳の子供が亡くなりました。

近年の大雨や地震で、古いため池が決壊をして、下流の住宅に甚大な被害を及ぼす危険性が高まっているとも言われています。しかも、老朽化に加え、地域によっては農地、住宅地、市街地などが混在をし、さらに農家の減少や高齢化などで維持管理が困難なため池が増えてきております。

本来、ため池は農業用水の確保にとどまらず、洪水調節や土砂流出の防止、生物生息の場所としても、さらに、長沢の池がそうでありますけれども、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しております。

市内には、459カ所のため池がありますが、その多くは満水面積が0.1ヘクタール以下と、規模の小さい池が多いのが特徴です。ため池が持つ本来の役割を果たしていくためにも、さまざまな理由で維持管理が困難なため池への対策をどう進めていくのか。関係者への支援も含めて、検討が必要ではないかと思っております。取り組みの現状、今後の対策に

ついて、執行部のお考えをお尋ねをしたいと思います。

2つ目に、防災重点ため池に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

農水省の調査によりますと、下流に住宅があって決壊すれば大きな影響を与える恐れがある防災重点ため池は、全国で1万1,000カ所あると報じられています。自治体にはその周知が求められます。より基準を厳格かつ具体的にという基準の見直しを求める声もありますけれども、防府市における現状と防災重点ため池へのこれからの取り組みについて、御見解をお伺いをいたします。

3つ目に、ハザードマップの活用、ため池ハザードマップの活用をどのように進めるのかお尋ねをいたします。

ため池ハザードマップは、豪雨や地震によりため池が危険となった場合に、住民が安全に避難するために、必要な情報が記載をされております。現在、市では、26のため池ハザードマップがホームページで公開をされておりますが、地域住民は被害想定区域を確認をして、ため池の異常が見つかったり、市から避難勧告などが出されるなど、ため池による災害のおそれがあるとわかったときには、速やかに避難することが必要でございます。

現在、各自治体で、ため池ハザードマップづくりが進んでおりますが、市においてこのハザードマップの活用——ここが大事です——活用を具体的にどう進めておられるのか、さらにハザードマップを増やしていくお考えはあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 3点の御質問にお答えをいたします。

まず、維持管理が困難なため池への対策についての御質問でございます。

議員御案内のとおり、防府市には現在、459カ所の農業用ため池があり、受益者の方々が維持管理を行っておられます。ため池の管理者には、毎年梅雨前に市広報でため池の点検実施を促すお知らせを掲載しており、ため池管理マニュアルも随時配布いたしております。

また、毎年梅雨前には、市の担当者と、県の農村整備課と山口農林水産事務所の担当者、そしてため池管理者等と、特に注意を要するため池について、パトロールを実施いたしております。

老朽化したため池の改修につきましては、ため池の規模や状況に応じて、県や市の土地改良事業により改修を実施しているところでございます。

次に、2点目の防災重点ため池への取り組みについてのお尋ねでございます。

議員御案内の防災重点ため池は、国の示した考えをもとに、県と市が選定してござい

て、堤体の高さが15メートル以上の大規模なため池と、自然災害により決壊した場合に下流域に被害を及ぼすおそれのある危険ため池がございます。

本市は、大規模なため池として、大道地区の万寿池ため池など3カ所、危険ため池として牟礼地区の上洗川ため池などの5カ所を選定いたしております。危険ため池につきましては、順次、切開や改修工事を行っております。2021年度の上洗川ため池の改修工事をもって、現在指定している全ての危険ため池の改修工事が終了する予定でございます。

防災重点ため池の今後の取り組みにつきましては、現在、国では、防災重点ため池の基準の見直しが行われておりますので、その動向を注視してまいりたいと存じます。

最後に、ハザードマップの活用についてのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、現在26のため池ハザードマップを作成し、ホームページで公表いたしております。今後は、防災危機管理課で実施しております出前講座に、ため池ハザードマップの対象となる地域から講座の希望があった場合には、農林漁港整備課の職員が同行し、ため池ハザードマップを活用して、防災意識の向上を図ってまいります。また、ハザードマップの追加作成につきましては、防災重点ため池のうち、ため池ハザードマップが未作成である玉泉ため池と万寿池ため池につきまして、今後、ため池ハザードマップの作成を検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

ため池の管理ですけれども、農家がだんだん少なくなっている状況、それから高齢化などでその維持管理に本当に困っておられる状況があるわけですが、特に少ない戸数の農家でため池改修を行わなければならないと、その経済的負担は極めて重いものがあります。

こうした経済的負担の軽減を図ることが私は大事であるというふうに考えておりますけれども、執行部の御見解、まずお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

小規模なため池の改修につきましては、単独市費土地改良事業によりまして支援しており、現在この制度については定着しておりますので、引き続き御要望にお応えしてまいりたいと考えております。

なお、現在、国の事業の時限措置といたしまして、危険ため池に指定されたため池の廃止については、採択要件が緩和されておりますので、事業の活用についてしっかりと周知

を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 団体営の土地改良事業では、危険ため池は98%以上の補助がありますけども、単独市費土地改良事業では90%以内ということになっております。この10%の負担、本当に大変なんです。御答弁では現在の採択要件で引き続き実施するというふうな御回答でございましたけれども、例えば二、三軒の農家でこの10%の負担分を払わなければならない。例えば300万円の工事しても10%、30万円を負担しなければならない。こういう例えばの例ですが、本当にこういう負担が高齢化の中で、農家が少なくなってきている中で大変だという声がございます。ぜひ見直しの検討もしていただきたいということを強く要望いたしておきます。

ところで、最近、ため池の決壊につながる問題として、次のようなことが指摘されています。先日テレビで見たんですが、各地の川やため池の水辺で、外来種のヌートリアが深刻な被害をもたらしていると放送されました。その番組では、兵庫県加西市でため池が決壊した例が出されておりましたけれども、それはヌートリアが土手に穴をあけて、そこから水が流れ出たためだそうです。また、住宅のそばにあるため池を、被害をなくすために数百万円かけて土手をコンクリートで固める工事も実施した例が紹介されておりました。

実は、県内でも大繁殖しておりまして、放送では山口市の担当の職員の方が出ておられましたけれども、異常な状態と思うと。3年間で1,000頭という話も出されておりましたけれども、こうしたヌートリアへの対策、ため池の対策として必要だというふうに感じておりますが、どのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えします。

ヌートリアは平成17年に特定外来生物に指定されているものでございますが、平成27年4月に本市で初めて捕獲されて以来、その目撃情報が年々増加しているところでございます。ヌートリアの巣穴等によりまして、河川やため池の強度を低下させる懸念があるということでございますので、今後捕獲等の対策につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ヌートリアそのものには罪はないわけですがけれども、ため池等被害が出ている状況、何とか改善をしていただきたいというふうに思っております。

次にハザードマップですけれども、ホームページで紹介されてあるものを見ましたけれども、ハザードマップの表紙に問い合わせ先がないんです。市民が利用しやすいように、問い合わせ先を入れるべきではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えします。

ため池ハザードマップへの問い合わせの追加記載につきましては、速やかに行うことといたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） よろしく願いいたします。

最後に、市長にお伺いをしたいと思います。私、このたびの質問を通じて、防災対策、危険ため池対策、つまり安心・安全なまちづくりを進めていくためには、本当に職員が足りない、職員の十分な配置が必要とつくづく感じました。

市長は7月議会で、職員は宝であり市民の財産であると。しっかりと休みが取れて、できれば定時で帰れるような市役所を目指していきたいと。余りにも現実とかけ離れている状態が今、あります。そのためにも、職員は増やさなければいけないというふうに感じておりますが、御見解をお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

市政運営におきましては、最小の経費で最大の効果を上げることが重要でございます。今後も行政サービスが低下することがないよう適切な職員数を維持し、人員配置をはじめ防災など時代に即応した組織対応に、組織の運営に努めていきたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） なかなか明言されませんが、全国的にも自治体の危機管理、災害対応能力が問われております。職員数の大幅削減で、平常時も今、大変な仕事量に追われて、職員は追われているわけじゃないですか。その中で、いざ災害となったときに、人が足りず、職員が不眠不休で対応しても、ニーズに応えられない。平成21年の災害のときも経験をいたしました。そのときよりも職員数を調べてみたら60人ぐらい減っているんです。今、災害が起これば、さらに深刻ではないでしょうか。

平成27年の資料を見ますと、人口1万人あたりの職員数は、県内で一番少ないと、こういうことも出ておりました。職員増と適正な配置は、防府市が安心・安全なまちづくり

を進めていくためにも、極めて重要だと、ある意味柱となる問題だというふう感じております。そのことを強く述べさせていただきまして、今後、市長が明確な御回答をいただけるように、私どもも頑張っていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、山本議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 3分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は5番、清水力志議員。

〔5番 清水 力志君 登壇〕

○5番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、安心・安全なまちづくり、そして全ての市民が安心して健康に暮らせる防府市であるために欠かせない項目を、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問、小・中学校の普通教室のエアコン設置について御質問をさせていただきます。

小・中学校の普通教室のエアコン設置については、私も7月議会と9月議会の一般質問において質問をさせていただきました。9月議会においては、池田市長より、おそくとも2年以内に全ての小・中学校の普通教室にエアコンを設置しますとの御答弁があり、一般会計補正予算では実施設計に関する空調設備整備事業の予算が計上されました。

そこで、御質問をさせていただきます。小・中学校の普通教室へのエアコン設置について、今後どのように計画を進めていかれるのか、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の御質問にお答えいたします。

私は、子どもたちの安心・安全が第一と考え、普通教室にエアコンを設置することとし、さきの9月議会に空調整備設計業務にかかる経費を計上し、御承認をいただいたところでございます。現在、業者との契約締結後、基本設計に取りかかっており、この基本設計の

中でガス・電気等の熱源比較、工事発注計画等を行うこととしております。

基本設計後の実施設計では、空調容量の計算、設計図面の作成、積算等を行い、実施設計の完了した学校、数校ごとに工事を発注する予定でございます。

また、財源につきましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、平成31年度中の短期間で行うこととしておりますので、各学校にも御協力をいただきながら、学校の授業の妨げにならないように努め、早期完成を目指してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答いただきました。ありがとうございます。

私も設置の工事を行うのは、例えば夏休みとか春休みのような長い休みのときにやるんだろうなというふうにイメージをしていたんですけど、今回の質問の聞き取りの中で、それだけじゃとても間に合わないんだというふうなことをお聞きいたしました。確かに、授業や行事などの妨げにならないように、ぜひとも進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

エアコン設置に伴う懸念として、電気料金の問題がございます。夏場の暑い時期に市内の小・中学校がエアコンを一斉に稼働させると、莫大な電気料金が発生します。これは、他県での自治体での出来事でございますが、既にエアコンを設置している学校では、電気料金節約のためにエアコンを使わず教室の温度が30度を超える、電気使用量が一定を超えると警報が鳴り校長先生が各教室のエアコンを切って回るなどの実態があるようでございます。

もちろん防府市では、そのようなことはないとは思いますが、それでは一体何のためにエアコンを設置したのかもわからず、児童・生徒の命を守ることや授業に集中できる環境はつくれません。とはいっても、莫大な電気料金がかかるのも事実でございます。このエアコンに伴い増大する電気料金の問題については、現在開催されております臨時国会でも問題に取り上げられております。

そこで御質問ですが、空調設備に係る電気料金の増額分を補助していただけるよう、本市としても国に働きかける必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

小・中学校のエアコン設置につきましては、全国的な取り組みでございまして、国への

財政措置をお願いすることとなりますので、市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 今、開催されている臨時国会で、電気料金については総務省、総務大臣が冷房設備に係る電気代について1,500校を調査していると。来年度から所要額の見込みを適切に処置するというふうに答弁しております。その実現のためにも、ぜひとも市からも働きかけていただくことを要望いたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。

9月議会の一般質問で、私は最後にエアコン設置については、地元の業者が活躍できるような計画を立てていただきたいと要望いたしました。今回の12月議会の一般補正予算の事業の概要によりますと、今回の空調設備整備事業は、小・中学校合わせておよそ11億8,000万円という金額からしても大事業でございます。

ところで、防府市中小企業振興基本条例では、第4条第3項に、市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業の受注の増大に努めなければならないというふうに定められております。

そこで御質問ですが、今回の空調設備整備事業を進めるに当たり、ぜひとも地元の業者を最優先に発注をかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 御質問にお答えいたします。

本市の工事発注につきましては、市内業者の受注機会を確保するために、市内業者を最優先しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 今、御答弁いただきました。ぜひともお願いいたします。

しかしながら、今回の空調設備整備事業については、本当に地元の業者だけでできるのかと、そういう声も私も聞いております。防府市中小企業振興基本条例には、大企業者の役割として第7条に、大企業者は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。同第2項に、大企業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、中小企業者との共存共栄の下に、地域社会に貢献するよう求めるものとするというふうにも定めら

れております。

もし仮に、大企業に発注せざるを得ない場合でも、この条項を遵守していただくよう強く要望いたします。

ことしの夏の猛暑が社会的問題となり、全国的に小・中学校の普通教室へのエアコンの設置が行われることとなりましたが、学校施設へのエアコン設置がこれで終わりというわけではありません。防府市でのエアコン設置率が26.7%と、山口県内の平均よりは上回ってはおりますが、まだまだ設置率が低い特別教室と屋内運動場へのエアコン設置が残っております。特に、学校の体育の授業だけでなく、地域の行事や災害時の避難場所にも使用される屋内運動場へのエアコン設置は急務でございます。現在7割が交付税算入される緊急防災・減災事業債が活用できます。

ここで私が言うまでもなく、恐らく池田市長はこの情報をつかんでいらっしゃると思いますし、もう既に市長の頭の中で数字をはじいているのではないかと思います。

ただ、この制度は、現段階では2020年、つまり平成32年度までの緊急制度であるということも申し上げておきます。9月議会の一般質問で、私は屋内運動場にもエアコン設置をとという要望に対して、まずは普通教室へのエアコン設置を最優先と考えているというふうな御答弁がありました。普通教室へのエアコン設置の方向性が決まったと言ってもいいと思いますので、早急に考えていただきたいということを改めて要望いたします。

また、改めて一般質問で取り上げさせていただくかもしれませんが、そのときにはよろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問、危険なブロック塀について御質問をさせていただきます。

まず1点目の質問、小・中学校のブロック塀についてお聞きいたします。

7月議会において、小・中学校の不適合な可能性のあるブロック塀についての御答弁がございましたが、今後、補修や改修の計画をどのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

小・中学校のブロック塀については、7月議会の一般質問において、河村議員、藤村議員、そして山本議員が質問をされております。調査結果の質問に対しては、不適合の可能性のあるコンクリートブロック塀等が小学校15校で36カ所、中学校8校で33カ所、判明した。今後は緊急度の高い箇所から順次撤去・改修などの措置を緊急に行うというふうにご答弁されておりました。今後、市内の小・中学校のブロック塀の補修や改修をどのように進めていくのか、そしていつまでに全ての補修・改修を完成させるのか、具体的な計画をお聞かせ願います。

続いて2点目の質問、一般家庭等のブロック塀の状況についてお伺いいたします。

防府市内でもブロック塀のある住宅を、大変多く見かけます。言うまでもありませんが、ブロック塀は地面から自立している板状の単純な構造物でございます。見かけはしっかりしていても、その一部に安全性が欠けると、塀全体が倒壊する危険性がございます。

特に、地震発生時により道路沿いのブロック塀が倒壊すると、人身への被害はもとより、道路を塞ぐこととなりますので、緊急車両の通行の妨げとなり、避難や救助あるいは消火活動などにも支障を来します。そういったことを踏まえまして、一般家庭等のブロック塀の危険箇所の把握をどのようにされているのか、また、それらの対応をお聞かせ願います。

次に3点目の質問、空き家のブロック塀の状況についてお伺いいたします。

一般家庭との大きな違いは、人が住んでいないというところです。空き家の中でも、所有者が近所に住んでいる場合や、所有者が頻繁に空き家を見に来られる場合は別にいいのですが、所有者が他市や他県に在住されている場合など、長い長い期間放置されている空き家も多いかと思われまます。

私も以前、空き家に野犬が出入りしているという近所の方からの相談を受け、現地を見に行ったときに、空き家の敷地内の道路沿いにあるブロック塀に大きな亀裂が入り、塀全体がゆがんでいるのを見たことがございます。野犬の問題も深刻ではございますが、このブロック塀も深刻な問題ではないかと思ったほどです。

そういったことを踏まえまして、空き家のブロック塀の危険箇所の把握をどのようにされているのか、またそれらの対応をお聞かせ願います。

以上3点、御回答をよろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 私からは、1点目の小・中学校のブロック塀についての御質問にお答えいたします。

小・中学校のブロック塀には、学校周辺の外構——外周の壁をはじめ、プールのシャワー壁や目隠し壁のほか、校庭にある投てき板などがございます。このうち、建築基準法に適合していないブロック塀については、児童・生徒の安全確保のため、早期に撤去・改修を行うこととし、損傷の激しかった野島小・中学校正門前のブロック塀につきましては、9月に撤去を完了いたしております。今後、撤去・改修が必要となるブロック塀の全長は、約2,400メートルでございます。必要に応じてフェンス等を設置することとしており、かかる経費につきましては、今議会に補正予算をお願いしているところであり、御承認いただければ速やかに取りかかり、できるだけ早期に完了したいと思っております。

なお、財源につきましては、小・中学校のエアコン設置と同様、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用することといたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 私からは、2点目の一般家庭等のブロック塀の把握とその対応についてお答えいたします。

議員お尋ねの市内にある一般家庭全てのブロック塀の状況を把握することは難しく、基本的には所有者で適切に管理していただくものと考えております。しかしながら、6月18日に発生しました大阪府北部地震以来、ブロック塀に関しての問い合わせは23件ございましたが、高槻市の小学校の事故直後より、本市のホームページにブロック塀に対する点検表を載せ、ブロック塀の高さ、厚み、控え壁、基礎等の点検項目を挙げて、所有者へ促しており、また、判断に迷われる場合は業者への確認をお願いしている状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） それでは私からは、3点目の空き家のブロック塀の把握とその対応についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、空き家につきましては所有者等が近隣にお住まいとは限らず、仮に近くに住んでおられても適切な管理がされていない場合もあり、これらの空き家の状況の全てを市において把握することは現実的には難しく、地域の方からの苦情相談等により管理不全な空き家を把握し、その対応をしているのが現状でございます。

空き家の定義につきましては、建築物だけでなく、その敷地に定着している工作物や立木なども含まれますので、危険なブロック塀についても御相談をいただいているところでございます。これらの対応につきましても、ほかの案件と同様に現地確認や所有者調査等を行い、状況に応じて修繕や撤去等の改善について、所有者等に対し助言を行うなど、早期解決につながるよう努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

それでは再質問並びに関連した質問をさせていただきます。

まず、1点目の小・中学校のブロック塀についてですが、できるだけ早急にとということですので、ぜひともよろしく願いいたします。

今回、12月の補正予算案の概要をちょっと見ていて、少しだけ気になった点がございますので、お伺いいたします。

7月議会の答弁では、不適合の可能性のあるコンクリートブロック塀等が小学校で15校36カ所、中学校が8校で33カ所判明したというふうにございましたが、補正予算のこの概要の中では、対象校は小学校15校と、あと中学校10校と、中学校が2校増えています。この2校が増えた理由はどうしてでしょうか。また、調査時にはこの2校についてはどのように判断されたのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

本年7月に実施した点検調査は目視によるものであり、その後、国から示された調査基準及び項目により実施した第2段階の点検調査の結果、目視ではわからなかったコンクリートブロック塀等のブロック内部の配筋等の状況において、建築基準法に適合していなかったことが判明したことにより、学校数が2校増えたものでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。さらに調査したところ、新たに中学校が2校増えたということですね。それを聞いて安心いたしました。

では次に、2点目の一般家庭等のブロック塀について、再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁いただきました、それぞれの所有者の方の管理でお願いしているというふうに御答弁をいただきました。

ところで防府市が作成しました防府市耐震改修促進計画では、ブロック塀の倒壊対策について、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市が協力を行うなどして危険防止対策を講じることとします。また、ブロック塀の代わりに生け垣などを設置するなど、地震時に危険の少ない工法への転換をPRしますというふうにございますが、危険マップを作成している自治会は、現在どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

自治会内で地域の危険箇所などを把握するためのマップを自主的に作成されている自治会もあり、安全対策について求められた場合は指導を行っておりますが、その件数については把握はできておりません。

また、そのことにつきまして、今後危険マップ等の作成または再編——つくり直される、そういった場合は、ブロック塀の危険防止対策についても掲載していただくよう、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） では、続けて質問します。

地震時に危険の少ない工法への転換のPRをこれまでどのように行って、その結果はどうだったのか、お聞かせ願います。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

現在危険の少ない特定の工法をPRすることは行っておりませんが、このことについては古いブロック塀を転換する場合の一例を示しておりまして、今後は危険物の少ない——生垣であるとか、あとはフェンスです——そういったものへの転換を図っていただけるよう、啓発方法も考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました。

作成される危険マップ、これも自治会によってつくっているとこと、そうでないところがあるんじゃないかと、また、そういった差があるんじゃないかと思うんですけども、危険マップにおけるブロック塀に関しては、例えば地震などの災害時に倒壊のおそれがあるから近寄らないでください、または倒壊により道路がふさがれている可能性があるので、避難場所へ避難するときはこの道路は通らないで行ってくださいといったようなことを示すようになるのではないかと、そういうふうを考えられ、これもまた重要なことではないかと思われまます。自治会によって、先ほども申しましたように、差があるかもしれませんが、ここに計画が示されている以上、市としても積極的に取り組んでいただきたいというふうに要望をいたします。

次に、地震時に危険の少ない工法への転換のPRについてですが、先ほど執行部のほうから御回答ありました。主な工法としては、コンクリートブロック塀のほかに生け垣や、最近では鉄製やアルミ製のフェンスといったものがございます。それぞれコストやメンテナンスまたは耐用年数や強度などの面でメリットやデメリットがございますけれども、それぞれに合ったPRをまた今後ともよろしく願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

倒壊の危険のあるブロック塀の撤去や改修について、独自に補助制度の創設や対象の拡大をしている自治体も、現在全国で増えております。少しばかり全国の自治体の事例を御紹介いたしますと、東京都足立区では、ブロック塀の撤去制度を創設、また香川県善通寺

市では、補助対象としてブロック塀などの撤去費用を追加するなどしております。

そこで御質問ですが、防府市ではブロック塀の撤去や改修に対する補助制度はございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えします。

現在、本市ではブロック塀の撤去・改修での補助制度は設けておりませんが、この問題につきましても、全国的なことになります。今後、国、県の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 国や県の動向を見ながらというふうな御回答でしたが、例えば、先ほど御紹介しました香川県善通寺市のケースでございますが、ブロック塀などの撤去費用は、防府市という住宅リフォーム助成事業に当たる民間住宅リフォーム支援市内商業活性化事業の中で追加対象とされているわけでございます。

防府市の住宅リフォーム助成事業では、ブロック塀などの外構工事は対象に含まれているのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えします。

住宅リフォーム助成事業によるブロック塀の改修等につきましては、住宅への居住等の一定条件のもと、耐震性の向上のために行う既存の門塀の修繕、建て替えに限り対象といたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 補助制度はあるということですね。防府市もあるということで。恐らく住宅リフォーム助成事業が単年度事業であることや、ブロック塀などの外構工事に関しては対象を例外として耐震性向上のためと限定していることから、この場所ではなかなか言いづらかったのではないかとこのように思われます。

しかしながら、この耐震性向上というのは、とても限定的であり、また抽象的な表現で、利用者も判断が難しいところもあるかと思われます。ここで思い切って、耐震性向上と限定せずに、外構工事も対象に含めてみてはどうかということをお提案いたしますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

ということで、この先ほど言いました、先ほどの住宅リフォーム助成事業、これ単年度

の事業でございます。ここで申し上げますが、この利用者からも、また市内の事業者からも大変喜ばれているこの住宅リフォーム助成事業、そして店舗リフォーム助成事業も、今後とも縮小することなく継続していただくよう強く要望いたします。

それでは、3点目の質問、空き家のブロック塀について、再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁いただきました、地域の方からの情報という形で見ているというふうに御答弁いただきました。先ほども申し上げましたように、一般家庭との大きな違いは、人が住んでいないということです。人が住んでいない家のブロック塀ともなると、所有者はもとより市民もなかなか目がいかないことがございます。

そこで御質問ですが、空き家の倒壊の可能性のある危険なブロック塀に対して、市民に対して注意喚起を促す手段をとっていただきたいのですが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

空き家の危険なブロック塀に対しましては、まずは通行人等の安全を確保するため、市でカラーコーン等を設置したり、危険である旨の表示を施すなどして注意喚起の措置を行った上で、空き家所有者等に改善のための助言等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） よろしく願いいたします。

先ほどの中で私も申し上げたところも本当に塀全体がゆがんでいて、ちょっと足で蹴れば崩れるんじゃないかと思うような感じでもございましたので、そういうところが本当に危険なブロック塀にならないような、そういった対応をよろしく願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

倒壊などの危険性のある空き家に対して最終的な手段に行政代執行というものがございますが、これは主に母屋などの建物が対象というイメージがございます。倒壊の可能性のある危険なブロック塀単独に対しても、行政代執行を行うことはできるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

先ほど本答弁でも申し上げましたが、空き家につきましては、工作物等も含まれますので、ブロック塀のみであっても危険な場合には行政代執行を行うことは可能です。

議員がおっしゃいましたけれども、しかしながら、空家等対策の推進に関する特別措置

法第3条においても規定されておりますように、第一義的には空き家の所有者等がみずからの責任において適切に管理するべきものでございますので、行政代執行は所有者等に対する指導、勧告、命令等を行った上で、それでもなお対処されない場合の、あくまでも最終手段として実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 先ほど御答弁があったように、行政代執行というのはあくまで最終的な手段であり、また執行するにもかなりの時間がかかります。それまでには、所有者の方に対しては何らかの対策を施していただくように、また執行部の皆様におかれましても、これもまた大変なことだとは思われますけども、今後とも継続して取り組んでいただけるようよろしくお願いを申し上げまして、この項の再質問を終わらせていただきます。

先ほど質問をいたしましたエアコンもそうですが、この質問の1点目に取り上げました今回の学校施設のブロック塀の改修には、児童・生徒を持つ保護者から、子どもを学校に送り出すのが不安だ、安全であるべき学校が危険な場所にならないようにしてほしいなどといった声が、全国で大きく高まり、その声を押されて、政府や全国の地方自治体が重い腰を上げた、いや、上げざるを得なかったという印象がございます。

つまり、エアコンも含めて、学校施設のブロック塀の改修の実現に至った根底にあるものは、政府や自治体の判断ではなく、ましてや議員が要望したからというのではなく、日本の国民、もっと掘り下げて言いますと多くの市民が大きく声を上げ、それが全国に大きく広がった成果だということを、私たちは認識しなくてはなりません。

今回はブロック塀について取り上げさせていただきましたが、ブロック塀に限らず、執行部の皆様におかれましては、安全で安心できる教育環境づくり、そして災害に強いまちづくりのために今後も継続して取り組んでいただけるよう強く要望いたしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

続いて、3番目の質問、生活保護の見直しによる市民生活の影響について御質問をさせていただきます。

昨年12月、厚生労働省は5年ごとに行われる生活保護基準の見直しを行い、食費や光熱費などの日常生活費に当たる生活扶助費や、ひとり親世帯に加算する母子加算を段階的に削減することを決め、ことしの10月から実施をいたしました。

今回の見直しにより、減額の対象者は利用者の67%、単身世帯においては78%に及び、そして生活扶助費の引き下げは平成25年に続くもので、生活保護利用者の暮らしは一層脅かされます。

ところで、生活保護基準の見直しによる影響は、何も利用者だけに限りません。例えば、生活保護費が下がると、最低賃金が上がりにくいというふうに言われております。さらに後ほど質問で取り上げさせていただきますが、就学援助など対象世帯の認定基準を生活保護費にしている制度が数多くございます。

今回の見直しにより、これまで対象者だった世帯が対象から外される懸念があり、生活保護利用者だけでなく私たち市民、とりわけ低所得者の生活に大きな影響を及ぼす可能性がございます。

次に、就学援助の認定基準についてです。就学援助については、平成29年3月議会で、私が一般質問で取り上げさせていただきました。そのときの質問で、準要保護世帯の認定基準は、生活保護基準の1.3倍未満とされており、認定基準は、平成25年に生活保護基準が引き下げられる前の水準で算定されているが、今後もこの水準を維持していただきたいという私の質問に対して、今後もこの基準額、つまり引き下げられる前の水準で認定していきたいという御答弁をいただきました。

文部科学省は、ことしの6月の局長通知をもって、全国の自治体に生活保護基準の見直しの影響が就学援助の認定に及ばないようにと配慮を求めています。しかしながら、認定の基準に引き下げ後の保護基準としている自治体も、全国に数多くあるのも事実です。ある自治体の教育委員会は、準要保護者に対する就学援助は、地方単独事業だから、市の財政が厳しい中では、文科省の配慮通知は棚上げして問題ないんだといった強弁をしているそうです。

そこで、以上のことを踏まえまして、御質問をさせていただきます。

まず1点目の質問は、厚生労働省は、昨年12月に生活保護費の見直しを行い、ことしの10月より実施しておりますが、これにより市民の生活にどのような影響があるでしょうか。

次に、2点目の質問は、就学援助の認定基準についてです。先ほども申し上げましたように、文部科学省は全国の自治体に配慮を求めています。防府市の就学援助の認定基準は、今後も平成25年の生活保護基準が下げられる前の水準で算定されるのでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 私からは、1点目の生活保護費の見直しによる市民生活への影響についてお答えをいたします。

国は、生活保護費について、保護を利用していない低所得世帯の消費実態とバランスが取れているかを確認するため、5年に1度検証を行い、見直しを行っております。このた

びの見直しでは、毎月の食費や光熱費などの日常生活に充てていただく生活扶助費と、子どものいる世帯の扶助や加算について見直しをされたところでございます。この生活扶助費の基準の算定は、一般国民の消費動向をもとに、一般世帯との均衡状態を保つため、年齢、世帯の人数、地域により決定されているものであり、また生活扶助費の下げ幅は最大でも5%までとされているところでございます。結果的に、このたびの見直しについては、都市部で平均的に下がり、影響があったところでございますが、本市を含む地方では、ほとんど影響はなかったところでございます。

次に、生活保護基準の見直しに伴い、生活保護費の受給者以外の方が直接影響を受ける国の制度、約40項目ございますが、これについては、国は、生活保護基準額が減額となる場合には、その影響が及ばないように対応するというふうにされておりますので、ほとんど影響ないものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 私からは、2点目の就学援助の認定基準についての御質問にお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の援助を行う制度であり、世帯の状況により生活保護を受給しておられる要保護世帯と、それ以外の世帯である準要保護世帯に分けられます。

また、就学援助の認定基準につきましては、要保護世帯は生活保護費の認定基準として国が定めているのに対し、準要保護世帯は、自治体ごとに定めることになっており、本市においては、生活保護基準ではなく文部科学省が示している特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額をもとに算定いたしております。

したがいまして、議員お尋ねの生活保護費の認定基準の見直しによる就学援助費への影響につきましては、生活保護基準の見直しがされた場合におきましても、本市の就学援助費は従前の水準で算定しますので、影響はございません。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 済みません、時間も余りないので、関連をした質問を先にさせていただきます。

2点目の就学援助の質問について、今後も水準は変わらないということをお聞きいたしました。私も安心いたしました。

ところで、前回の私の一般質問で、準要保護世帯の就学援助対象費用にもクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給をしていただきたいと質問をさせていただきました。今回、改めてもう一度同じ質問をさせていただきます。準要保護世帯の就学援助対象費用にも、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給をしていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

学校生活におけるクラブ活動や生徒会活動などは、児童・生徒の心身を健全に育成し、社会性や協調性を身につける上で大変有意義な活動であると認識いたしているところでございます。しかしながら、準要保護世帯の就学援助費については、市独自で財源を確保しているため、財政的に制度運営が非常に厳しい状況でございます。

また、県内他市においても、クラブ活動費等を支給対象項目に加えている市はなく、追加を予定している市もございませんので、本市においても現在のところ支給対象項目を加えることは考えておりません。

なお、平成29年度の本市の就学援助の認定率は19.4%となっております。また、全国と比較できる平成27年度の認定率は21.4%となっており、全国平均の13.8%を大きく上回っておりますので、本市においてはより多くの人に対して支援ができているものと考えております。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 前回同様、今回も難しいという回答でございましたが、このことも子どもの貧困対策や子育て支援にもまたつながるものでございますので、今後ともぜひとも考えていただきたいというふうに要望いたします。

今回の生活保護の見直しは、先ほど御答弁がありましたように、主に都市部に影響があって、防府市には影響がないという御回答がございました。確かにそうかもしれませんが、しかしながらそれでいいのかといえば、私は疑問が残ります。貧困層と比較して、生活保護基準を決めるようなやり方は、国が率先して国民生活水準を引き下げのようなものであり、国の制度だから市は無関心でいいというわけにはいきません。

先ほど約40項目に影響があるというふうにお聞きいたしました。その中には、課税最低限度額や国民健康保険、また介護保険料や利用料の減免制度、障害福祉サービスの利

用者負担上限月額や保育所の保育料基準など、そういったところに影響が出るということ
を、厚生労働省も明らかにしております。

先ほど御答弁がありましたけれど、それに対してできる限り、ほかの制度に影響が及ば
ないように対応するというふうにしておりますが、防府市としてもこれまで対象者だった
人が対象から外れるような、今、そのような影響が今後も及ばないようにしていただくよ
う要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、5番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて
延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会する
ことに決しました。お疲れさまでした。

午後1時48分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月6日

防府市議会 議長 松 村 学

防府市議会 議員 今 津 誠 一

防府市議会 議員 上 田 和 夫

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月6日

防府市議会 議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員